

平成20年10月30日

関係者の皆様へ

保全管理人就任のご挨拶

開始前会社 山崎建設株式会社
保全管理人 弁護士 井窪保彦

平素は、山崎建設株式会社に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼を申しあげます。

さて、山崎建設株式会社は、平成20年10月30日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日、保全管理命令が発令され、私が保全管理人に選任されましたので、ご報告申し上げます。

上記保全管理命令により、当社の事業の経営及び財産の管理処分に関する一切の権限は、旧経営陣に代わり、保全管理人に専属することとなります。

今後は、裁判所の監督のもと、関係各位に対するご迷惑を少しでも回復させていただくべく、従来どおり事業を継続しつつ、会社再建に向け全社一丸となって邁進する所存でありますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上